○内閣府告示第四百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県

二　地域再生計画の名称　「発酵・長寿」食品製造業創生事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県

二　地域再生計画の名称　地方創生に向けた産業・地域を支える人づくり推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県、長野県南佐久郡川上村

二　地域再生計画の名称　インフラ整備を通して川上村の産業を活性化させ未来を創出する村づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県南佐久郡川上村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野市

二　地域再生計画の名称　ながの創造的まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野市

二　地域再生計画の名称　地域固有の自然景観を活かした動物園再整備による地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　松本市

二　地域再生計画の名称　登山者の誘客促進、安全性向上のための山岳環境整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　松本市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　上田市

二　地域再生計画の名称　まちなかの賑わい創出と連動した移住定住推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　上田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊那市

二　地域再生計画の名称　ＩＺＡドローンアクア・スカイウェイ構想事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊那市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊那市

二　地域再生計画の名称　伊那産そばａｌｌ県内１番プロジェクト事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊那市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茅野市

二　地域再生計画の名称　産学公連携「スワリカブランド」創造事業

三　地域再生計画の区域の範囲　茅野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）